

指名の方針と手続き

【原則3-1.情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方 針と手続

≪取締役の資格及び選解任手続き≫

(選定基準)

- 1. 経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
- 2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
- 3. 先見性・洞察力に優れていること
- 4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できること
- 5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと
- 6. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができること
- 7. 取締役に相応しい人格・見識を有すること
- 8. 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

(解任基準)

- 1. 公序良俗に反する行為を行った場合
- 2. 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
- 3. 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
- 4. 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合
- 5. 選定基準に定める資質が認められない場合

(選解任手続き)

- 1. 取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役候補者は取締役会において選定する。
- 2. 取締役候補者の選定にあたっては、選定基準ならびに取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名諮問委員会における協議を経たうえで、取締役会で決定される。
- 3. 取締役の解任提案は、解任基準を踏まえたうえで、取締役会において決定する。

コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

≪監査役の資格及び指名手続き≫

(選定基準)

- 1. 優れた人格・見識及び豊富な経験とともに高い倫理観を有していること
- 2. 全社的な見地、客観的に監視する能力に優れていること
- 3. 先見性・洞察力に優れていること
- 4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できること
- 5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと
- 6. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができること
- 7. 会社法第335条第1項に定める監査役の欠格事由に該当しないこと

(選任手続き)

- 1. 監査役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査役候補者は取締役会において選定する。
- 2. 監査役候補者の選定にあたっては、選定基準ならびに構成に関する考え方を踏まえ、監査役会の同意を経たうえで、取締役会で決定される。

(構成に関する考え方)

- 1. 監査役会は、監査役会の独立性確保のため過半数の社外監査役で構成し、少なくとも1 名以上を証券取引所が定める独立役員に指定する。
- 2. 社外監査役は財務・会計、法律、経営などの専門家から選任する。
- 3. 常勤監査役は、当社において豊富な経験を有する者から選任し、うち1名以上は財務・会計に相当程度精通している者から選任する。